

第3回滝沢市農業委員会総会会議録

- 1 日時 令和2年9月24日(木) 午前10時30分
- 2 場所 滝沢市役所 2階 201・202会議室
- 3 日程
 - 日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 業務報告について
 - 日程第 4 議案第 1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 日程第 5 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 日程第 6 議案第 3号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
 - 日程第 7 議案第 4号 農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について
 - 日程第 8 議案第 5号 農地のあっせんについて
 - 日程第 9 議案第 6号 農地等の買受適格証明願に対する可否の決定について
 - 日程第 10 議案第 7号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について
 - 日程第 11 報告第 1号 第3回農地小委員会の報告について
 - 日程第 12 報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について
 - 日程第 13 報告第 3号 農地転用届出の確認事務報告について
- 4 出席委員

農業委員	推進委員
1番委員 駿河 信一	吉清水 一之
2番委員 太田 豊	長嶺 敏彦
3番委員 新田 義修	小山田 正幸
4番委員 佐藤 恵一郎	
5番委員 武田 美紀	
6番委員 高橋 敏彦	
7番委員 吉清水 秀明	
8番委員 大森 泰英	
9番委員 齊藤 新一	
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局	事務局長	田村 範夫
〃	総括主査	海老澤 愛
〃	主査	高橋 昂希

開会時刻 令和2年9月24日（木） 午前10時30分

議長 委員の皆様申し上げます。暑い方は上着を取られてもかまいません。只今の出席農業委員は9名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。

なお、本日は推進委員3名が出席しております。

日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮り致します。本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。議事録署名人につきましては、5番武田美紀委員と6番高橋敏彦委員を指名します。

書記には、事務局の海老澤総括主査と高橋主査を指名します。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本総会の会期は本日1日といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

田村事務局長 それでは私の方から第3回滝沢市農業委員会総会業務報告をさせていただきます。議案書は2ページをご覧ください。令和2年8月25日から令和2年9月24日までの分となっております。

（第2回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

海老澤総括主査 議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定についてご説明いたします。

案件は1件です。議案書は4ページをご覧ください。

（議案書朗読説明）

以上につきまして補足説明いたします。

整理番号1番は、申請人の宅地内における通路の拡幅のための転用の申し出となります。申請人は、既存の宅地内通路が狭いため宅地内に侵入する際に既存の小屋や下屋に接触する危険があることから、安全を確保するため整備しようとする計画です。

申請地は、10ヘクタール以上の一団の農地の中に存する農地であり、現在田として耕作されておりますが、第1種農地の不許可の例外規定に「住宅等で集落に接続して設置する」ものに該当すると判断し、許可しようとするものです。

事業資金は、はすべて自己資金によるものであり、金融機関からの残高証明書により、事業の確実性について確認しております。

これらのことから、転用の用途に供することの確実性、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められないことから、事業計画及び面積も妥当であると判断され、許可相当と判断しようとするものです。

以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、新田義修農業委員、長嶺敏彦推進委員、吉清水一之推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を長嶺推進委員にお願いします。

長嶺推進委員 推進委員の長嶺です。

私の方から、議案第1号整理番号1番について、令和2年9月17日に、新田農業委員、吉清水推進委員及び事務局とで現地調査を実施してまいりましたので報告いたします。見取図の1ページをご覧ください。

申請地の位置は、滝沢市立滝沢南中学校から南西へ約850mのところにあります。

周囲の状況は、東側及び北側は農地、西側及び南側は宅地となっております。

以上について調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 よろしいですか。なければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

海老澤総括主査 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてご説明いたします。
案件は1件です。議案書は8ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上につきまして補足説明いたします。

整理番号1番は、譲受人が、自己住宅を建築するための転用の申し出となります。

申請地は、概ね500m以内に駅が存在する土地であり、第2種農地と考えられますが、不許可の例外規定に「住宅等で集落に接続して設置する」ものに該当すると判断し、許可しようとするものです。

資金計画は融資及び自己資金によるものであり、金融機関からの融資予約証明書及び残高証明書により、事業の確実性について確認しているところです。

これらのことから、転用の用途に供することの確実性、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められないことから、事業計画及び面積も妥当であると判断され、許可相当と判断しようとするものです。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を長嶺推進委員にお願いします。

長嶺推進委員 それでは私の方から、議案第2号整理番号1番について、現地調査を実施してまいりましたので報告いたします。

申請地の位置は、JR小岩井駅から北東に約500メートルのところにあります。

周囲の状況は、東側、北側及び西側は宅地、南側は宅地及び農地となっております。

給水は上水道、排水は合併浄化槽を使用し、滝沢市道路側溝へ排水するということです。

以上について調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で、議案第2号整理番号1番の報告を終わります

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 よろしいでしょうか。なければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第2号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

高橋主査 議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく案件は、利用権設定の新規が1件となっております。それでは、説明させていただきます。
議案書は12ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上について補足説明させていただきます。
整理番号1番は、農地中間管理機構の利用権の設定のため、本案件に関しては調査書の添付をしておりません。
以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は、吉清水推進委員にお願いします。

吉清水推進委員 それでは、私の方から整理番号1番について、ご報告申し上げます。
整理番号1番の農地につきまして、現地はいつでも耕作できる状態で管理されていることが確認できました。
以上で、議案第3号の現地調査報告とさせていただきます。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 よろしいでしょうか。なければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

高橋主査 議案第4号、配分計画案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

議長 本案件の現地調査報告は、議案第3号において報告済みですので省略します。
これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 よろしいでしょうか。なければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第8、議案第5号、農地のあっせんについてを議題とします。
事務局より説明させます。

高橋主査 議案第5号、農地のあっせんにつきましては、農地の買受、借受の案件が2件でございます。議案書は17ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

議長 暫時、休憩します。

(10時50分休憩)

(11時05分再開)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。
これより質疑に入ります。

新田委員 3番新田です。

今回の農家の希望なんですけれども、申請者の営農計画や収支の実績など耕作者の情報を今後資料として提供していただくようお願いいたします。

高橋主査 ご意見ありがとうございます。今後そのように検討して参りたいと思います。

議長 そのほかにごございますでしょうか。

なければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第5号について、あつせんすることに決定してよろしいか、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員でございます。

よって、議案第5号についてはあつせんすることに決定いたしました。

整理番号1番のあつせん委員につきましては、南部地区担当の武田農業委員、吉清水推進委員、齊藤推進委員の3名の方をあつせん委員とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしということでございますので、整理番号1番のあつせん委員につきましては、以上の3名の方とすることに決定いたしました。

整理番号2番のあつせん委員につきましては、中部地区担当の高橋農業委員、藤村推進委員、井上推進委員の3名の方をあつせん委員とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしということでございますので、整理番号2番のあつせん委員につきましては、以上の3名の方とすることに決定いたしました。

議長

日程第9、議案第6号、農地等の買受適格証明願に対する可否の決定について、また、当該買受適格証明書の交付を受けたものが、最高価買受人又は次順位買受人となり、農地法第3条の規定による許可申請書を提出した場合において、当農業委員会会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、許可することの議決を求めます。事務局より説明させます。

高橋主査

議案第6号、買受適格証明願について説明させていただきます。農地等の買受適格証明願については申請が2件で、競売物件は1件となっております。議案書は19ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上について補足説明させていただきます。

従来、農業委員会では、買受適格証明を行った後、最高価落札者から農地法第3条の許可申請書の提出があった場合、事務処理の迅速化を図るため、買受適格証明願の審議をするにあたり、落札者から申請があった場合は、許可書を交付してさしつかえない旨の議決をするものです。

これにより、証明書交付時と事情が異なっていないかぎり、会長決裁

により許可証の発行が可能となるものです。

整理番号1番の申請者は、千葉県松戸市近隣の市におよそ218aの農地を保有しており、そのうち170aで柿を栽培しているとのことです。競売農地には、りんごとじゃがいもを作付けする営農計画書となっております。

整理番号2番の申請者は、雫石町在住の肥育牛農家であり、現在雫石町に30頭、区界に150頭、合計180頭所有しております。

競売農地には牧草を作付けする予定となっております。

以上で説明を終わります。

議長 なお、関連がありますので、報告第1号の第3回農地小委員会の報告について、吉清水農地小委員会委員長より報告していただきます。

吉清水農業委員 農地小委員会委員長の吉清水です

私のほうから第3回農地小委員会における買受適格証明願について、報告させていただきます。

本件については、事務局から情報をいただき、その内容について農地小委員会で確認し、特に必要と認められたことから質問事項を送付させていただきました。

以上で、買受適格証明についての報告を終わります。

議長 ここで、整理番号1番及び2番の営農計画書等を配布いたします。なお、整理番号1番については、農地小委員会において取りまとめた質問事項に対する願出人からの回答書も配布いたします。

(事務局 営農計画書等及び回答書を配布)

議長 配布した資料を確認いただくため、暫時休憩といたします。

(11時14分休憩)

(12時15分再開)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。
本案件の現地調査報告は、吉清水推進委員にお願いします。

吉清水推進委員 それでは、私のほうから買受適格証明願の出ている農地について、9月17日に現地調査を実施して来ましたので、ご報告申し上げます。

対象となる農地は、平成30年度より遊休農地A分類1号農地と判定されている農地であります。

新しい耕作者になることにより、農地の適正な管理につながるものと期待しております。以上です。

議長 ここで、整理番号1番の営農計画書等の内容につて、通作距離の関係などから特に必要と認められることから、りんごの専業農家でもある小山田正幸推進委員より、りんご栽培についてのご意見をお願いいたします。

小山田推進委員 整理番号1番の営農計画書を拝見し、りんご農家として意見を述べさせていただきます。

わい化栽培ということで、約3haの面積をやるとなると植栽本数は最低でも約1300本は可能と思います。

4月から12月までの作業で、草刈りは2週間に1回、剪定には約3か月かかると思います。剪定は1年ごとに倍の日数が必要となり、成木まで5年かかると思います。

りんごの収穫の最盛期は5人から10人の作業員が必要となります。収穫作業だけではなく、箱詰め、選果作業もありますので、最低3人から5人、約2週間で75人程度の労働力が必要と考えます。

以上です。

議長 これより質疑に入ります。

太田農業委員 この案件を決定するにあたり、整理番号1番と2番をまとめた採決になるのでしょうか。

海老澤総括主査 本案件につきましては、整理番号1の願出人と整理番号2の願出人はそれぞれ営農計画が異なっております。整理番号1はりんご栽培、整理番号2は肥育ということですので、別々の採決をご提案申し上げたいと事務局では考えておりました。

議長 その他ございますか。

新田農業委員 整理番号1の方はりんご栽培をするということですが、りんご栽培はかなり技術が必要と思いますが、いままでそうした経験はあるのでしょうか。

高橋主査 整理番号1の方は千葉県松戸市周辺の農地で柿の栽培をされているということですが、りんごの栽培経験については把握できておりませんが、聴き取りでは柿のみということでした。

吉清水農業委員 整理番号1の営農計画では、りんごの植栽本数が400本ということですが、それだと収支計画の粗収益の金額にはならないと思います。営農計画の内容自体が合わないと思いますがいかがでしょうか。

高橋主査 ご提出いただいた営農計画及び収支計画書の中身については、確かに疑問な点がありましたので確認するため連絡を取りたかったのですが、連絡がつかず確認することができませんでした。

新田農業委員 全部効率利用の観点からひとつ質問させてください。営農計画書を拝見すると願出人の40代のご長男も作業されるということですが、この方の農作業従事日数が50日と少し少ないと思うんですが、この辺をどう考えるのか、将来この方を農業の後継者として考えていいのかについて

て質問させていただきます。

高橋主査

回答書でこの点について触れられておりますので、説明させていただきます。

整理番号1の願出人が滝沢に農地を取得することによる息子さんの移住は考えていないと回答がありました。50日の従事日数については、現在は千葉県の方の農地で週末手伝っている程度ということです。

後継者として考えるかどうかですが、次世代の担い手の確保の件について質問をさせていただいたところ、法人化すると回答を頂戴しており息子さんの移住は考えていないということなので、法人化することによって担い手確保を考えていらっしゃるのかなと考えられます。

議長

他にございませんか。

なければ質疑を終了して採決に入ります。

本案件については、案件ごとの採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしということでございますので、案件ごとに採決することに決定いたしました。

議案第6号整理番号1、農地等の買受適格証明願に対する可否の決定について、原案のとおり証明することについて、また、当該買受適格証明書の交付を受けたものが最高価買受人又は次順位買受人となり、農地法第3条の規定による許可申請書を提出した場合において、当農業委員会会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、許可することについて賛成の方の挙手を求めます。

(挙手なし)

議長

挙手なしであります。

よって、議案第6号整理番号1番については、証明しないことに決定いたしました。

議長

次に、議案第6号整理番号2番について、証明することについて、また、許可申請書を提出した場合において、許可することについて賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第6号整理番号2番については、証明し、許可申請書の提出があった場合は許可することに決定いたしました。

議長

日程第10、議案第7号、農地法第3条第2項第5号の規定による別

段面積の設定についてを議題とします。事務局より説明させます。

高橋主査

議案第7号についてご説明申し上げます。議案書は25ページをご覧ください。

別段面積の設定につきましては、毎年、農業委員会においてその必要性について検討し、その結果を公表すること、と農林水産省より通知されておりますことから、検討を行っていただくものになります。

はじめに、下限面積と別段面積についてご説明いたします。

農地法の貸借・売買等の許可基準の一つに、農地の権利取得後の経営面積が原則として都府県では50アール以上になること、という規定があり、これを「下限面積」といいます。

この「下限面積」を一律に適用することが地域の実情に合わない場合には、農業委員会が省令で定める基準に従い、50アール以下の別段の面積、いわゆる「別段面積」を定めて公示した場合は、それが「下限面積」になります。

別段面積を設定するには、農地法施行規則第17条に定められております要件に該当していなければ設定することができないこととなっており、大きく二つの基準があります。

まず一つ目は、設定しようとする面積より小さい面積で耕作している経営体が全体の40%を超えていることです。

「農地法関係事務に係る処理基準」に基づき、2015農林業センサスデータをもとに検討いたしました。滝沢市における経営耕地面積規模別経営体数における50アール未満の経営体は滝沢市では40%に達していないこととなります。

二つ目は、農地の遊休化が深刻な状況にあり、新規就農を促進しなければ農地の保全及び有効利用が図られない状況で、遊休農地が相当程度存在することです。センサスデータから算出いたしますと岩手県全体の平均以下であり、相当程度存在するとは言い難いと思われま

す。以上、二つの基準等について、農地小委員会で検討したところ、これまでどおり下限面積は50アールが望ましいとされたことから、議案として提出したものとなります。

なお、26ページは令和元年9月1日現在の岩手県内の別段面積の設定状況で、新たに盛岡市が令和元年9月1日に30アールとして設定しております。

また、27ページは、ホームページ等での公表の案となります。

以上で説明を終わります。

議長

なお、関連がありますので、報告第1号の第3回農地小委員会の報告についてを、吉清水農地小委員会委員長より報告していただきます。

吉清水農業委員 農地小委員会委員長の吉清水です

私のほうから第3回農地小委員会における別段面積の設定について報告させていただきます。

農地小委員会で検討した結果、覚悟を持って就農してもらうため、また、他市町村のように空き屋対策と連動していくのであれば別段面積を

設定するのもよいかと思いますが、その段階ではなく引き続き50アールでよいのではないかとの結論になりました。

続きまして、農地のあっせん割り当てについて報告いたします。9月10日に農地小委員8名と事務局職員で農地のあっせん委員の割り当てについて決定いたしました。考え方としましては、申出の農地の所在地の委員、推進委員とすることを基本とし、また特段の事情がなければ元農業委員及び推進委員が担当した案件を前任と同地区の委員及び推進委員が引き継ぐ形としてあっせん委員を割り当てました。

続きまして、新規就農者の就農状況調査について報告します。農地小委員会委員を地域ごとに4班に分け、新規就農者の就農状況調査を行う日程を決定しました。なお、最適化活動推進班で訪問を行う予定の就農者は農地小委員会では訪問しないこととなりました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 よろしいでしょうか。なければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第7号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第11、報告第1号、第3回農地小委員会の報告については、議案第6号及び議案第7号で報告済みですので省略いたします。

議長 日程第12、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

高橋主査 報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務について報告します。案件は6件です。議案書は32ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。以上で報告を終わります。

議長 日程第13、報告第3号、農地転用届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

海老澤総括主査 報告第3号、農地転用届出の確認事務報告についてご報告いたします。
案件は、5条の届出が5件となります。議案書35ページからをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。
以上で報告を終わります。

議長 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。
これをもって、第3回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和2年9月24日 午後12時43分

議 長

会議録署名人 5番委員

会議録署名人 6番委員

これは原本である。

令和2年9月24日

滝沢市農業委員会会長 齊 藤 新 一